

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例(平成17年条例第120号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(以下「世帯主等」という。)が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第12項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第12項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(附則第13項から第22項までにおいて「世帯主等」という。)が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第12項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第12項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p>

当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主等が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第13項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

18 世帯主等が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主等が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 (略)

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主等が法附則第35条の2の6第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主等が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第15項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

に法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>21</u> (略)	<u>19</u> (略)
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>22</u> (略)	<u>20</u> (略)
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>23</u> (略)	<u>21</u> (略)
(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>24</u> (略)	<u>22</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13項の改正規定（「第35条第1項」を「第35条第1項、第35条の2第1項」に改める部分に限る。）及び附則第14項の改正規定（「と、」を「と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、」に改める部分に限る。） 平成22年4月1日

(2) 附則第18項の改正規定（「事業所得」を「事業所得、譲渡所得」に改める部分に限る。） 平成23年1月1日

(経過措置)

2 改正後の附則第13項、第14項、第15項及び第17項の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第20項の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。